

入 札 公 告

このことについて、次のとおり条件付一般競争入札（電子入札）を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和8年7月9日

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長 藤森 友幸

1 工事等

- (1) 工事名

大淀処理場汚泥処理受変電設備改築工事
- (2) 工事場所

宮崎市大字田吉字番所下4853番地4
- (3) 工期

令和10年3月17日
- (4) 予定価格

事後公表（入札受付締切後に入札情報サービスシステムにて公表する）
- (5) 適用制度

低入札価格調査制度

※本工事は、宮崎市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱（以後、低入札調査制度という。）による「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設定する工事である。

(要綱URL)：https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/8/7/5/1/8/1/_/_/R8.4.1_.pdf

調査対象者（失格基準価格による失格者を除く調査基準価格を下回った入札を行った者をいう。）がいる場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査を実施した上で、落札候補者を決定するものとする。
- (6) 入札方式

総合評価落札方式

※本工事は、宮崎市建設工事総合評価落札方式による条件付一般競争入札実施要綱及び宮崎市建設工事総合評価落札方式に係る評価要領により、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格及び価格以外の要素を一体として評価し、落札者を決定する総合評価落札方式である。
- (7) 総合評価落札方式の型式

簡易型
- (8) 業種

電気
- (9) 工事概要

「ストックマネジメント計画」に基づく電気設備改築工事

1. 大淀処理場汚泥処理受変電設備

1) 汚泥処理棟引込受電盤 1面

2) 消化ガス発電設備き電・汚泥処理棟動力変圧器一次盤 1面

3) 汚泥処理棟動力変圧器盤 1面

4) 汚泥処理棟低圧分岐盤 1面

5) 汚泥処理棟照明変圧器・分岐盤 1面
- (10) 建設リサイクル法

対象
- (11) 契約番号

50076
- (12) その他

技術基準に関する適用（週休2日・電子納品・快適トイレ・ICT・CCUS・情報共有システム等）については、特記仕様書又は現場説明書（入札情報サービスに掲載）を確認すること。

2 参加資格要件

本工事に係る入札に参加する者について、単体での施工を希望する建設業者においては（2）及び（3）の1）を満たす者、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」）においては（1）、（2）及び（3）を満たす者であること。

（1）共同企業体で参加する場合の構成要件

①	共同企業体の結成は自主結成とし、構成員は2とする。
②	共同企業体の構成員の組み合わせは、下記（3）の1）に規定する代表構成員の資格要件を満たす者と、（3）の2）に規定する第2構成員の資格要件を満たす者との組み合わせとする。
③	構成員は、本工事における他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
④	代表構成員の出資比率は各構成員のうち最大の出資比率とし、かつ、第2構成員以下の出資比率は20%以上とする。

(2) 基本要件

①	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
②	手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
③	会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
④	民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
⑤	本工事の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市入札参加資格停止要綱（令和7年告示第368号）による入札参加資格停止を受けていない者であること。
⑥	入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(3) 資格要件

1) 単体での施工を希望する建設業者または共同企業体における代表構成員の資格要件

①	名簿登載	・入札申込及び開札時点において宮崎市競争入札参加資格者名簿の電気工事（県外・県内A・市内A）に登録があること。
②	建設業許可	・建設業法第3条第1項の規定に基づく電気工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
③	手持制限	・本市（上下水道局含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した案件と同業種の工事で、完了していない工事（落札・落札候補者となっている案件含む）の合計金額が1億円を超えていないこと。
④	実績要件	・当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した次の内容を含む電気工事を施工し、完了した実績（共同企業体の場合は代表構成員としての実績に限る。）があること。 終末処理場（但し標準活性汚泥法）において、下記の①～②の設備を同一の工事で施工した実績。 ① 高圧受電設備（新設又は全部改築） ② 変圧設備（新設又は全部改築） ・当該年度を除く過去2か年度に本市発注の建設工事を受注し、完了した建設工事があるときには、宮崎市工事検査要綱に定める工事成績表の評点が65点以上であること。
⑤	配置予定技術者	建設業法に定める1級電気工事施工管理技士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配置すること。 なお、監理技術者は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。 また、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者であること。 ※工場製作期間あり 専任期間は、令和9年10月1日から工期末までの予定とする。

2) 共同企業体における第2構成員の資格要件

①	所在地	・建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する主たる営業所（電気工事業の建設業許可を有する営業所に限る。）を宮崎市内に有すること。
②	名簿登載	・入札申込及び開札時点において宮崎市競争入札参加資格者名簿の電気工事（市内A）に登録があること。
③	建設業許可	・建設業法第3条第1項の規定に基づく電気工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であること。
④	手持制限	・本市（上下水道局含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した案件と同業種の工事で、完了していない工事（落札・落札候補者となっている案件含む）の合計金額が1億円を超えていないこと。
⑤	実績要件	・当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した電気工事を元請で施工、完了している実績（共同企業体の構成員としては、出資比率が20%以上）があること。 ・当該年度を除く過去2か年度に本市発注の建設工事を受注し、完了した建設工事があるときには、宮崎市工事検査要綱に定める工事成績表の評点が65点以上であること。
⑥	配置予定技術者	建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。 なお、主任技術者及び監理技術者は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。 また、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者であること。 ※工場製作期間あり 専任期間は、令和9年10月1日から工期末までの予定とする。

3 評価基準について

(1) 評価項目に関する同種工事の設定

同種工事	終末処理場（但し標準活性汚泥法）において、下記の①～②の設備を同一の工事で施工した実績。 ① 高圧受電設備（新設又は全部改築） ② 変圧設備（新設又は全部改築）
------	--

(2) 評価基準特記事項

①本工事においては、宮崎市建設工事総合評価落札方式に係る評価要領第4条第1項第1号から第3号について、単体での施工を希望する建設業者又は共同企業体における代表構成員のみの評価とする。

②本工事において、工場製作期間と現場施工期間で配置予定技術者を分けて配置することを可能とする。ただし、宮崎市建設工事総合評価落札方式に係る評価要領第4条第1項第3号についての評価は、現場作業期間に配置する技術者のみを対象とする。なお、提出書類のうち「入札参加資格調査書（主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書）様式第2号（その2）」はすべての配置予定技術者とその役割を記載し、「施工実績等確認申請書（主任（監理）技術者等の工事経験調書）様式第3号（その6）」は現場施工期間の配置予定技術者の実績のみを記載すること。

4 本工事に関する担当課 上下水道局 下水道施設課

5 入札手続等

(1) 総合評価申請書関係書類及び設計図書等の配布 入札情報サービスシステムからダウンロードすること

(2) 技術申請書及び設計図書等に関する質疑

- ① 提出期限 入札公告日から令和8年7月27日の正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ② 提出先 工事担当課
- ③ 質疑に関する回答 令和8年8月3日までにを行う。なお、質疑事項と回答は、入札情報サービスシステムに掲載する。

(3) 現場説明会 無

6 入札参加申込手続等

(1) 入札参加申込に必要な書類の交付

交付場所	宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムからダウンロード
交付書類 (共同企業体協定書等)	①条件付一般競争入札参加申込書（共同企業体用） ②特定建設工事共同企業体協定書（甲） ③委任状
交付書類 (総合評価申請書関係)	①入札参加資格確認申請書 ②施工実績等確認申請書【簡易型】 ※その他添付書類

(2) 入札参加申込及び総合評価申請の受付

受付場所	〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課内（宮崎市役所 第二庁舎 3階） TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
受付期間	告示の日から令和8年8月7日まで （土曜日、日曜日及び祝日を除き、8時45分から16時30分まで）
提出方法	持参又は郵送（郵便書留に限る。）とする 郵送の場合、令和8年8月7日 17時15分までに必着。
提出書類	(1) の交付書類の欄に掲げる書類

7 入札の日程等

(1) 入札日程【電子入札】

	期間・期日等	場所・留意事項
入札書受付期間	令和8年8月20日 午前7時から 令和8年8月21日 午前11時00分まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。

(2) 予定価格の公表日時 令和8年8月21日 午後1時
入札情報サービスシステムにおいて公表する。なお、時間については前後することがある。

(3) 予定価格に関する質疑

- ① 提出期限 令和8年8月25日 正午
- ② 提出先 工事担当課
- ③ 質疑に関する回答 令和8年8月28日 まで
質疑を提出した者又は入札者全員に回答する。但し、質疑回答日は質疑の提出状況や内容により延伸する場合がある。

(4) 開札日時

	日時	場所
予定価格に関する質疑がない場合	令和8年8月25日 13時05分	宮崎市役所 契約課 第1 入札室
予定価格に関する質疑がある場合	入札情報サービスシステムにおいて別途通知する	

(5) その他

入札の無効	① 宮崎市財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）第125条に規定する場合のほか、入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。 ② 工事費内訳書の添付がない入札は無効とする。
入札保証金	規則第122条第2項第2号の規定により、免除とする。

8 落札者の決定方法

落札者の決定方法	規則第127条に規定する予定価格の制限の範囲内で、低入札調査制度の基準を満たした価格をもって入札した者について、総合評価を実施し、評定値が最も高い者を落札者として決定する。 なお、落札者決定の時点で、参加資格要件にある手持制限の金額を超えた者は落札者としてしない。 ※落札者決定は令和8年9月4日（予定）で、決定の順番は開札日時の早い順とする。
提出書類	低入札調査対象者は低入札価格調査に関する資料
提出期限	開札日から2日以内

9 契約及び支払い

契約保証金	契約保証金の取扱いは、規則第105条の規定による。		
支払条件	前払金・中間前払金 有	部分払1回	完成払

10 総合評価落札方式における施工計画の担保

施工計画が履行されなかった時の対応	落札者が提示した施工計画が履行されなかったときは、落札者の責めによらない場合を除き、工事成績評定点の減点を行うものとする。
-------------------	---

11 掲示場所及び期間

掲示場所	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課内 TEL 0985-21-1725 FAX 0985-23-5517 〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目252番地 宮崎市上下水道局掲示場（上下水道局正門横） 問合せ先 管理部総務課 TEL 0985-26-7506 FAX 0985-24-1047
掲示期間	公告の日から下記掲示終了日まで ※ただし、総務部契約課における掲示の閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

掲示終了 令和8年9月4日